

北野余熱利用センター（あったかホール）施設再編検討会設置要綱

（設置目的）

第1条 北野余熱利用センター（あったかホール）（以下「あったかホール」という。）の施設再編にあたり、北野余熱利用センター（あったかホール）施設再編検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 検討会は、次の事項について協議、調整する。

- （1）あったかホールの施設再編に関すること。
- （2）その他必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 検討会は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 検討会には会長を置き、資源循環部長をもって充てる。
- 3 検討会には副会長を置き、環境部長をもって充てる。

（会長及び副会長の職務）

第4条 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長の職務を補佐し、会長に事故があるときは職務を代理する。

（会議）

第5条 検討会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて検討会委員以外の者を検討会に出席させることができる。

（幹事会）

第6条 検討会の検討事項を詳細かつ具体的に検討するため、幹事会を置く。

（幹事会の組織等）

第7条 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。

- 2 幹事会には幹事長及び副幹事を置き、幹事長は北野清掃工場長、副幹事は環境政策課長とする。
- 3 幹事長は、幹事会を総括し、会議の座長となる。
- 4 副幹事は、幹事長を補佐し、幹事長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- 5 別表第2に掲げる者のほか幹事長が指名する者を臨時の委員とすることができる。

(事務局)

第8条 検討会及び幹事会の庶務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局は、資源循環部北野清掃工場職員をもって構成する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会に諮り、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年(2021年)5月11日から施行する。

別表第1 検討会名簿

会長	資源循環部長
副会長	環境部長
	水循環部長
	契約資産部長
	建築管理担当部長
	都市計画部長

別表第2 幹事会名簿

資源循環部 環境部	(幹事長) 北野清掃工場長
	(副幹事) 環境政策課長
	ごみ減量対策課長
	清掃施設整備課長
	戸吹クリーンセンター所長
水循環部	水再生施設課長
	水環境整備課長
契約資産部	庁舎管理課長
	資産管理課長
	建築課長
都市計画部	土地利用計画課長